

江戸時代の八代

村

九十あまりあった村

江戸時代後期（十九世紀）、八代郡（現在の日奈久・二見をのぞく八代市と氷川町）には九十あまりの村があり、およそ五万人の百姓が住んでいました。

村民の職業

村に住む人々を「百姓」といいますが、「百姓」＝「農民」ではありません。もちろん農業を営む人がもつとも多かったです。坊主、ほうず 社人、しゃにん 薬師、くすし 鍛冶、かじ 大工、だいく 大鋸引、おがひき 塗師、ぬし 紺屋、こうや 塩焼、しおやき 商人、しょうにん 水夫などさまざまな職業の人々が村には住んでいました。また、「在御家人」と呼ばれる武士身分をもつ人々も住んでいました。「在御家人」の多くは百姓出身で、藩にお金を寄付することで、武士身分を手に入れました。「在御家人」は農業を経営するかたわら、

藩の役人をつとめました。

生産物

江戸時代の主要生産物は米でしたが、八代郡の百姓たちは米以外にもさまざまな食品をつくったり採ったりして、生活を豊かにしていました。海沿いの村では塩をつくったり、魚介類を採ったりしていました。また、八代の特産物であるたみおもて 蘭表・いぐさ 蘭草もさかんにつくられていました。一方、米のあまりとれない山間部では、材木、たきぎ 薪、うるし 漆、さしものせいく 差物細工などをつくって収入をえました。



しおはま ず
■塩浜の図

江戸時代末(19世紀) 当館蔵

高島の近くで塩づくりをしている人々が描かれています。

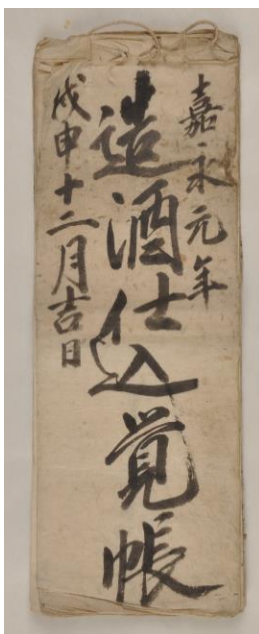
村の商売

村での商売は基本的に禁止されていて、生活必需品の振売ふるり（行商）のみが許されていました。しかし、十八世紀になると、村に店をかまえて商売する人たちがでてきます。とりわけ、酒をつくって売る造酒屋つくりざかやや酒を小売する揚酒屋あげざかやが村にたくさんできました。

ぞうしゆしこみおぼえちよう ■造酒仕込覚帳

嘉永元年（1848） 個人蔵

八代郡の植柳村で造酒屋を営んでいた中村家に伝来した造酒の記録です。中村家は農業を営むいっぽう、宝暦2年（1752）頃から造酒屋を営むようになりました。



細川藩の行政単位 — 手永 —

細川藩は、郡と村の中間に「手永」とよばれる行政区画を設定し、領民を管理しました。細川藩領には五十一の手永があり、一つの手永は二十から四十の村で構成されました。ちなみに、八代郡は高田・野津・種山の三つの手永にわけられていました。

高田手永

★上豊原村・下豊原村・奈良木村・東本野村・西本野村・高下村・西高下村・大福寺村・吉王丸村・南吉王丸村・井上村・植柳村・敷河内村・上松求

麻村・下松求麻村・萩原村・古麓村・松江村・田中村・横手村・宮地村・上日置村・福正原村・日置村・長田村・下井上村・大村・上野村・海士江

村・古閑村・上片野川村・中片野川村・下片野川村・北片野川村・猫谷村・東河田村・新牟田村・

麦島村・松崎村・高子原村・徳淵村・平河原村・本町

野津手永

上鏡村・★鏡村・鏡町・内田村・下有佐村・上有佐村・小路村・中野村・下村・下宮原村・上宮原

村・宮原町・河原町・東野津村・南野津村・北野津村・西野津村・東鹿島村・鹿島村・外牟田村・

上土村・西河田村・新地村

種山手永

梶村・岡小路村・★岡中村・岡谷川村・興善寺村・北村・平嶋村・今村・早尾村・河上村・南

大野村・上北大野村・大野村・吉本村・吉本町・新田村・立神村・南種山村・小浦村・河俣村・

北種山村・下岳村・柿迫村・栗木村

惣庄屋

各手永には、手永の管理責任者として惣庄屋がおられました。当初惣庄屋は地元の有力者が

任命され、世襲されることが多かったのですが、江戸時代中期（十八世紀）頃から所替とよばれる転勤がひんばんに行われるようになり、功

績の度合いによって給与が増えたり、昇進したりしました。惣庄屋のなかには、通潤橋をつ

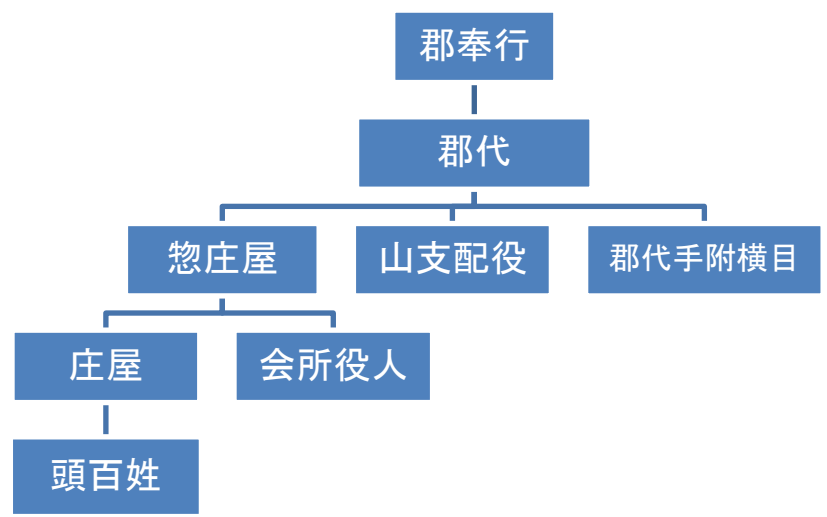
くった布田保之助、八代平野の干拓事業を行

った鹿子木量平、山鹿の湯の口ため池をつくった遠山弥二兵衛などのように、新田開発や水利

土木事業で手腕を発揮する人たちがいました。手永会所の仕事

各手永には会所と呼ばれる役所が置かれました。惣庄屋をトップとする地方役人は、この会所で仕事をしました。手永会所の仕事は、年貢徴収、藩への上申書の作成、勸農、道・橋・用水などの普請・管理、夫役徴発、山林・河川の管理、窮民救済、紛争解決、人別改め、消防など多岐にわたりました。

【細川藩の村支配のしくみ】





八代城下に形成された町

八代城は肥後細川藩の支城で、正保三年（一六四六）以降、細川藩家老の松井家があずかりました。この八代城下に形成された町を八代町といいます。江戸時代後期、八代町には約五百人の武士と約五千人の商人・職人が居住していました。

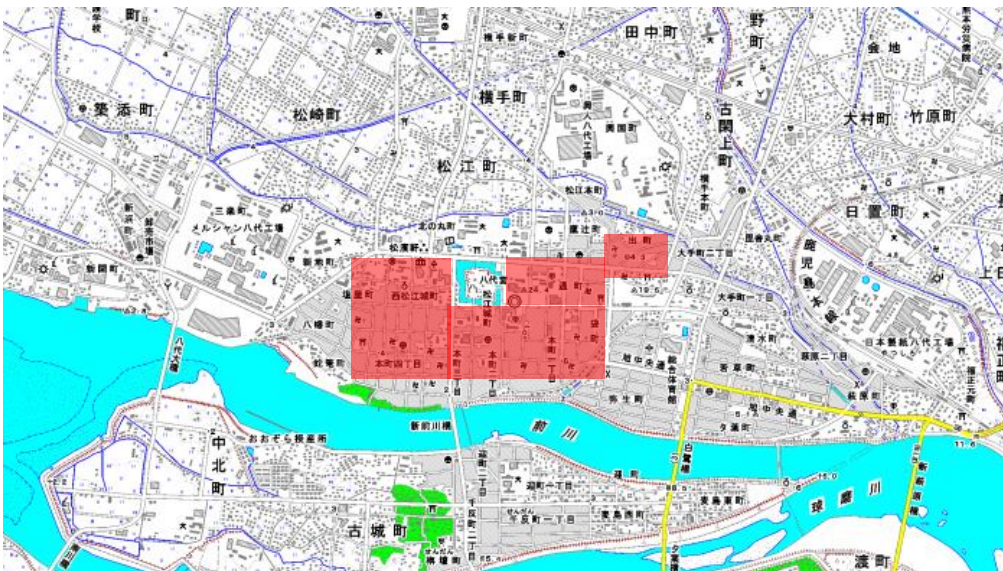
八代町は、出町・新町・宮之町・二之町・本町・袋町・紺屋町・中嶋町・徳淵町・平河原町・船大工町・加子町・塩屋町・大工町の十四町で構成されていました。

商売を許された町

村での商売は原則禁止されていましたが、細川藩が指定した五つの町（熊本・八代・川尻・高瀬・高橋）では、商業上の制約をほとんどつけることなく商売することができました。このため八代町は、熊本城下町とならぶ商業の中心地として繁栄しました。（表1）は、寛政元年

（一七八九）における八代町人の職業を示したものです。ここに示されるように、八代町では衣食住に係る様々な品物が商いされていました。

八代町



（表1）八代町人の職業（寛政元年・1789年）

とうふや	つくりさかや	しちや	いえだいく
豆腐屋43、	造酒屋37、	質屋31、	家大工28、
ふなだいく	こうじや	たびにんどんや	そうめんや
船大工24、	麴屋24、	旅人問屋23、	素麺屋22、
かじや	おげや	さかん	かしや
鍛冶屋18、	桶屋17、	左官13、	菓子屋13、
あぶらや	あめや	さかなや	ほんどういし
油屋12、	飴屋10、	魚屋11、	本道医師（内科医）11、
やまぶし	もちや	せんこうや	びんづけや
山伏8、	餅屋7、	線香屋7、	鬘附屋7、
ちようごうやくしゆや	まんじゅうや	ちようちんはり	やおや
調合薬種屋7、	饅頭屋5、	提燈張6、	八百屋4、
ひものや	ゆきちのや	なべ	かま
松物屋4、	焼物屋4、	鍋・釜・薬缶	繕4、
かややねふき	げかいし	くすりだねや	たたみや
萱屋根葺4、	外科医師3、	薬種子屋3、	畳屋3、
ほうげ	はりいし	ゆや	いもじ
放3、	鍼医師2、	湯屋2、	鋳物師2、
かみこし	うまいし	めいし	したてや
紙子師2、	馬医師2、	自医師1、	仕立屋1、
つきはぎし	こめんがわし	といしや	
搗剥師1、	御免革師1、	砥石屋1	

八代町奉行

細川藩は、熊本・八代・川尻・高瀬・高橋の五ヶ町に町奉行を派遣し、町政を監督しました。八代町にも熊本から町奉行が派遣されていましたが、慶安元年（一六四八）からは、松井家臣が町奉行をつとめるようになり、八代町は松井家の支配下におかれました。

八代町奉行の業務は、法令の布告・徹底、請願の処理、人別の調査把握、類族改、往来手形の発行、商札の発行、罪人の捕縛、治安維持、災害対応など多岐にわたりました。

町会所の設立

八代町奉行は当初、自宅で政務を行っていましたが、安永五年（一七七六）に八代城二の丸に「御町会所」と呼ばれる役所が設立されると、午前十時から午後二時までそこに詰め、執務を行うようになりました。

町方役人

八代町の運営を指揮・監督していたのは八代町奉行ですが、その実務を担っていたのは、町人の中から選ばれた町方役人でした。町方役人

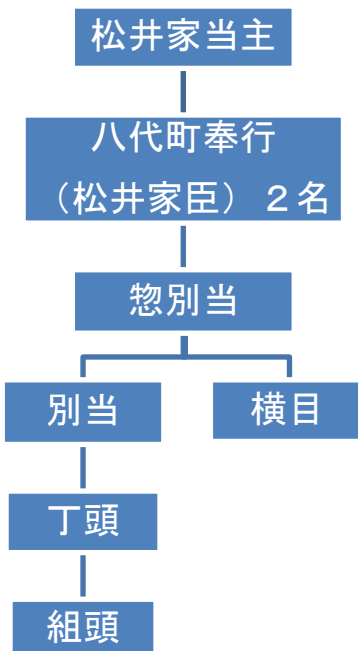
は、惣別当を筆頭に、別当、横目、丁頭、組頭

で組織されていました。町奉行の指示は町方役人によって伝達・執行されるとともに、町人の要望は町方役人を通して、町奉行に伝えられました。

八代町の危機

本来認められていなかった村での商売が認められるようになると、これまで八代町に行かなければ入手することのできなかった商品が村でも入手できるようになります。客足を村に奪われることを危惧した八代町の人々は、村での商いを不許可にするよう役所に求めるなどして、町の利益を守ろうとしました。

【八代町重旨のしくみ】



■別当任命の書付

嘉永4年（1851） 個人蔵

大工町の丁頭平次郎を徳淵町の別当に任命し、苗字を名のることを許すと記されています。平次郎は廻船業を営む商人で、町の有力者でした。